

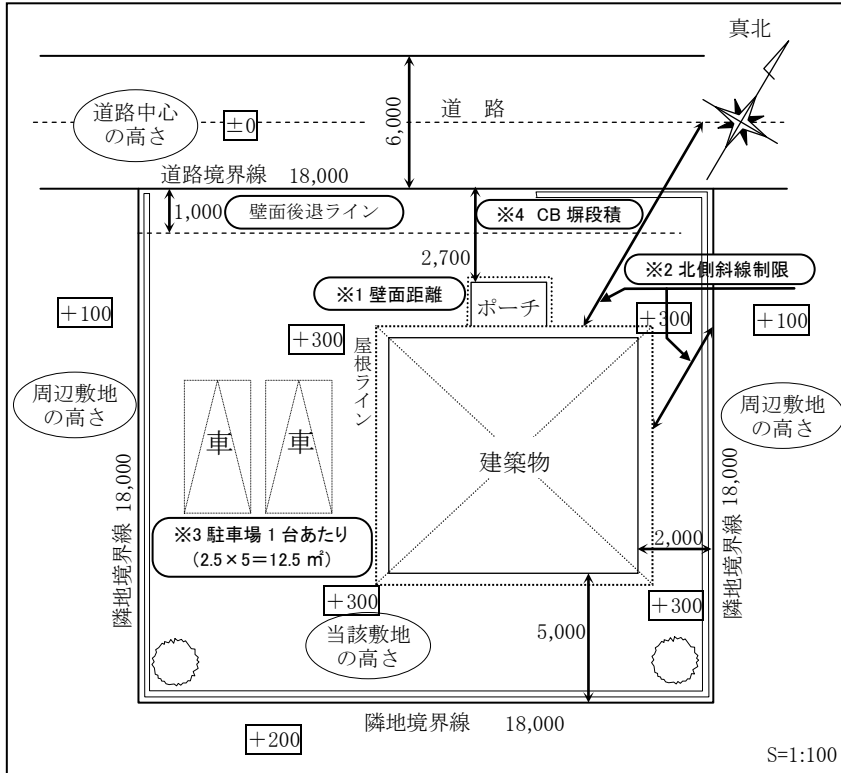
# 【届出内容事前チェックシート】

# 島C地区

( )に数値等を記入し、各制限に適合しているかチェックしてください。

項目	チェック内容		届出者	市
1 用途地域	( )		適・否	<input type="checkbox"/>
2 用途	( )		適・否	<input type="checkbox"/>
3 敷地面積の最低限度	敷地面積 : ( ) $m^2 \geq 100 m^2 \dots ①$		適・否	<input type="checkbox"/>
4 建蔽率の最高限度(60%)	建築面積 : ( ) $m^2 \dots ②$ (角地緩和の場合:70%) 建蔽率 : (②) $m^2 /$ (①) $m^2 \times 100 =$ ( ) $\% \leq 60\%$		適・否	<input type="checkbox"/>
5 容積率の最高限度(200%)	建築物の延べ面積 : ( ) $m^2 \dots ③$ 容積率算定の根拠となる対象延べ面積 : ( ) $m^2 \dots ④$ 容積率 : (④) $m^2 /$ (①) $m^2 \times 100 =$ ( ) $\% \leq 200\%$		適・否	<input type="checkbox"/>
6 壁面の位置の制限	建築物の壁面から道路境界線までの距離 : ( ) $m \geq 1m$ (壁面とは、建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面をいう。)		適・否	<input type="checkbox"/>
7 建築物の高さ制限 ※裏面をご参照ください。	最高高さ	( ) $m$	適・否	<input type="checkbox"/>
	北側斜線制限	※ <sup>1</sup> 建築物の各部分の高さから※ <sup>2</sup> 北側前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の※ <sup>3</sup> 0.6 倍に 5mを加えた値を超えていないか。 (※ <sup>2</sup> ) $\times 0.6 + 5 =$ (※ <sup>3</sup> ) $>$ (※ <sup>1</sup> ) $m$	適・否	<input type="checkbox"/>
	日影	最高高さが 10mを超える建築物については日影図を添付	適・否	<input type="checkbox"/>
	建築基準法に基づく道路斜線制限はよいか。		適・否	<input type="checkbox"/>
8 緑化のルール	店舗、事務所及び倉庫等の駐車用の用に供する部分の面積 50 $m^2$ 当たりにつき高木を 1 本設置する。	( ) $m^2$ → ( ) 本	適・否	<input type="checkbox"/>
9 広告物のルール	広告、看板類は自己の用に供するもの、かつ、掲出高さは建築物の高さの最高限度を超えていないか。		適・否	<input type="checkbox"/>
10 垣若しくはさくの構造のルール	道路に面してコンクリートブロック塀その他これらに類するものを設ける場合は、断面図等を添付しているか。		適・否	<input type="checkbox"/>
11 その他	必要となるべき事項を記載		適・否	<input type="checkbox"/>

【配置図の記入例】



※1【壁面の位置の制限】

→道路境界線から壁面までの距離を記載する。

※2【北側斜線制限】（下図参照）

→建築物の各部分の高さから北側隣地境界線までの真北方向の水平距離を記載する。  
→建築物の各部分の高さから北側前面道路中心線までの真北方向の水平距離を記載する。

※3【緑化のルール】

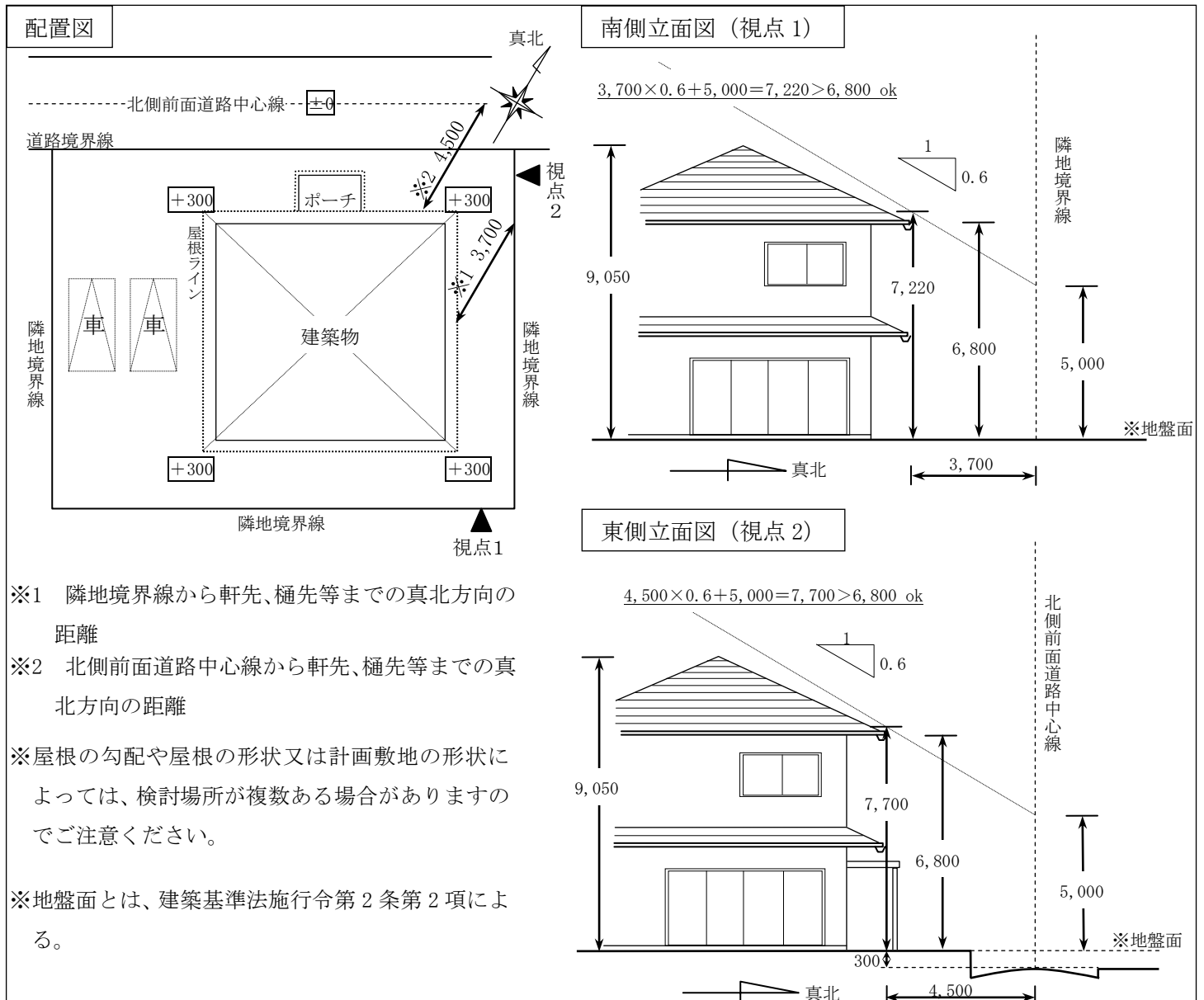
→店舗・事務所・倉庫等の駐車場面積 50 m<sup>2</sup>につき高木 1 本設置する。  
→樹木の種類を記載する。

※4【垣若しくはさくの構造のルール】

→道路に面してコンクリートブロック塀その他これらに類するものを設置する場合、基礎、配筋等の断面図を添付する。

【北側斜線制限についての検討方法】

（単位：mm）



※1 隣地境界線から軒先、樋先等までの真北方向の距離

※2 北側前面道路中心線から軒先、樋先等までの真北方向の距離

※屋根の勾配や屋根の形状又は計画敷地の形状によっては、検討場所が複数ある場合がありますのでご注意ください。

※地盤面とは、建築基準法施行令第2条第2項による。